

6月は「就職差別撤廃月間」です

《しない させない 就職差別》

就職の面接で、出身地や家族の職業、思想・信条に関することを聞いたこと、聞かれたことはありませんか。

面接でこのような質問をすることは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。採用選考は、応募者の基本的人権を尊重し、本人の適性・能力に基づき資質や長所を見いだすことを通じて行う必要があります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいますので、就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆さんの御理解と御協力をお願いします。

【就職差別110番を開設します】

○下記の期間、電話での相談をお受けしています。

設置期間 月間中（閉庁日を除く）

設置時間 午前10時～午後6時

電話番号 06-6210-9518

○就職差別撤廃月間中は、Eメールにより府民の皆さまから就職差別に関する相談を随時お受けします。

E-mail: rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

働くのは私！ 私自身を見てください

大阪府商工労働部雇用推進室

06-6210-9518

6月は「就職差別撤廃月間」です

《しない させない 就職差別》

就職の面接で、出身地や家族の職業、思想・信条に関することを聞いたこと、聞かれたことはありませんか。

面接でこのような質問をすることは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。採用選考は、応募者の基本的人権を尊重し、本人の適性・能力に基づき資質や長所を見いだすことを通じて行う必要があります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいますので、就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆さんの御理解と御協力をお願いします。

働くのは私！ 私自身を見てください

求人情報誌用 3行サイズ

6月は「就職差別撤廃月間」です
《しない させない 就職差別》
働くのは私！ 私自身を見てください

求人情報誌用 2行サイズ

6月は「就職差別撤廃月間」です 働くのは私！ 私自身を見てください
《しない させない 就職差別》

求人情報誌用 1行サイズ

6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》